

第 10 号議案

亀岡市野外活動施設条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市野外活動施設条例（昭和 57 年亀岡市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例

亀岡市野外活動施設条例（昭和 57 年亀岡市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

野外活動センター使用料

大人	1 人	540円
小人		200円

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民が使用する場合の使用料は、2 分の 1 の額とする。

別表第2（第6条関係）

施設使用料

(1) キャンプ場宿泊料

大人	1人1泊	750円
小人		300円

(2) テント使用料

キャンプテント（6人用）	1張1泊	2,160円
持込みテント		1,080円

(3) スポーツハウス使用料

和室	1人1日	200円
会議室		200円

(4) さくらツリーハウス使用料

1棟1泊（4人用）	5,400円
1棟1日（4人用）	2,700円

備考

- 1 小人とは、法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市野外活動施設条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市七谷川野外活動センターの整備に伴い、使用料を次のように改正すること。

	区 分	現 行	改正後	備 考
キャンプ場宿泊料	大人1人1泊	640円	750円	
	小人1人1泊	200円	300円	
テント使用料	キャンプテント	2,160円 (定員10人)	2,160円 (定員6人)	
	持込みテント	640円	1,080円	
さくらツリーハウス使用料	1棟1泊 1棟1日	— 1,080円	5,400円 2,700円	4人用

※ 亀岡市民が使用する場合の使用料は、上記料金の2分の1の額とする。

※ 小人とは、小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。